

再 意 見 書

平成 21 年 7 月 13 日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長様

郵便番号 702-8035

住所 岡山県岡山市南区福浜 1-26

会社名 株式会社エヌディエス

Tel. Fax.

代表者名 佐野浩一

連絡先

メールアドレス

平成 21 年 5 月 26 日付け情郵審第 3013 号で公告された接続約款の変更案に関し、  
別紙のとおり再意見を提出します。

## 総論

全体として、社団法人日本インターネットプロバイダー協会、社団法人日本インターネットプロバイダー協会・域ISP部会の意見に賛同します。

## 各論

ネイティブ方式につきまして（ローミングを利用する地域ISPとしての立場から）

当社はインターネット接続サービスの一部をローミングサービス会社から供給を受けてエンドユーザーに提供しております。

今回のネイティブ方式では、この方式を選択したISPはすべてローミングサービスの供給を受けることになり、当社のような場合供給先が変わるだけにも見えます。

しかしながら、ローミングサービスの供給を受ける立場としては、ネイティブ方式の会社からローミングサービスの供給を受けるのは問題があると考えます。すなわち現在のローミングサービスの提供会社に対しては、ローミングサービス利用ISPより仕様等について相対折衝の中で要求を出すことが可能です。そして、それに応じたサービスが供給され得ます。

これに対し、ネイティブ方式ではネイティブ接続を行なうISP毎にポリシーは単一化されるため、ローミングサービス利用ISP側からの個別の要求には応じてもらえる可能性がありません。ローミングサービスにおいても、ISP各社が各個の特色を持ち、エンドユーザーのニーズに対応しつつ、サービスの多様性を有するためにも利用側のISPの要望を柔軟に反映できるものである必要があります。

ただ単に料金が安ければよいと言う考えでは、この点を看過するものです。

なお、トンネル方式のローミングサービスとネイティブ方式のローミングサービスがもしも並存した場合、ネイティブ方式のローミングサービスに価格競争力があると思われ、事実上トンネル方式のローミングサービスは存在が困難となる懸念が大変大きいと考えられます。その結果、ローミングサービスを利用するISPにとって、ネイティブ方式では実際上サービスの自由性が失われることになってしまいます。

各社から提出された意見につきまして

ネイティブ方式で接続ISPが3社に限定されることについて、株式会社ケイ・オプティコム、EditNet株式会社、KDDI株式会社、社団法人日本インターネットプロバイダー協会、

社団法人日本インターネットプロバイダー協会 地域 ISP 部会の意見に賛同します。特に下記の部分に賛同します。

特にNGNに直接接続できる事業者が最大3社に限定されるネイティブ方式に関して、そもそも論として、3社限定という閉塞的な仕組みを、オープンなインターネットの世界に組み入れることがよいのかという点・POIが東日本・西日本エリア各1箇所限定されることで、トラフィックの地理的集中を加速させないかという点について、十分検証いただくことが肝要と考えます。(株式会社ケイ・オプティコム)

・トンネル接続とネイティブ接続の双方が接続約款上に規定されるとしても、ネイティブ接続の接続事業者数が制限されてよい理由にはならないと考えます。

例えば、トンネル接続よりネイティブ接続の方がISPの負担する総コストが格段に低くなると仮定した場合、ISPはネイティブ接続を利用する以外に選択肢がなくなるため、IPv6によるインターネット接続サービスを一部の事業者しか提供できない状況が発生します。

・ネイティブ接続においては、接続事業者数が当面最大3社までとされていますが、これは合理的な理由がない限り、電気通信事業法第30条(禁止行為等)、第32条(電気通信回線設備との接続)等で禁止する差別的な取り扱いや接続拒否に該当するおそれがあると考えます。

・しかしながら、NTT東・西からは、ネイティブ接続事業者が3社までである理由について、「中継ルータの処理能力に制約がある」「ひかり電話等のQoSサービスの品質劣化を回避するため」等といった定性的な説明がなされているにすぎません。ネイティブ接続事業者が4社以上の場合に必要な具体的な費用や期間、サービス品質にかかる数値等を定量的に示した合理的な説明が行われる必要があると考えます。また、その説明が真に合理的なものであるか否か、審議会において十分な議論が尽くされる必要があると考えます。(KDDI 株式会社)

ネイティブ方式の制度設計について、社団法人日本インターネットプロバイダー協会の意見に賛同します。特に下記の部分に賛同します。

ネイティブ接続においては、エンドユーザーの情報をNTT東西とネイティブ接続事業者、ネイティブ方式を採用するISP事業者が共有することになります。これらの情報は個人を特定するための重要な個人情報であり、3者に跨って共有されることによるセキュリティ上の重大な懸念があります。また、本情報は基本的にISPとNTT東西の間でユーザーを突き合わせるために必要なものであり、

ネイティブ接続事業者はその内容を具体的に知る必要性はありません。ついては、エンドユーザーを特定する情報については、3者の間で特定できるID情報等をやり取りすることによって個人情報の交換を避ける等の措置が必要と思われまます。  
(社団法人日本インターネットプロバイダー協会)

アダプタのホームゲートウェイ (HGW) からの分離及びの費用負担について、EditNet 株式会社、株式会社電算、イー・アクセス株式会社/イー・モバイル株式会社、社団法人日本インターネットプロバイダー協会の意見に賛同します。特に以下の部分に賛同します。

トンネル方式の ISP を利用する利用者が「アダプタ」の代金を負担する必要があることについて、初期費用で 1 万円程度の差が生じてしまえば、ネイティブ方式との競争上著しく不利になる可能性がある。ネイティブ方式を認可するのであれば、最低限、アダプタの代金が利用者の負担とならないようにする必要がある。(EditNet 株式会社)

IPv6 環境で利用するためには、NTT 東西の NGN サービスとの共存のみにために専用の追加アダプタが必要で、機能的には「IPv6 用 NAT 機能」のみが示されている状況であることから、単一の追加機能のみが製品として提供されることはインターネット接続利用者の費用負担を軽減するために避けるべきです。

また、インターネット接続利用者全体に占める高齢者などの割合が増える中で、必要とされる機器や配線の増加対策も考慮する必要があり、ネイティブ方式同様に現行の HGW に機能集約することが必要と考えます。

尚、ネイティブ方式で光電話等の NGN サービスを維持するために接続事業者数が制限されている事を鑑みれば、同様な考えで NGN サービスを維持するために専用の追加アダプタに関連する費用を NTT 東西が負担すべきであると考えます。(株式会社電算)

マルチプレフィックス問題を解決するための NAT 機能を具備する方式として、アダプタの設置が必要となりユーザの費用負担になるとされています。しかしながら、トンネル方式が基本的な接続機能と位置づけられ、また機能提供者の都合でアダプタの設置が必要になるのであれば、その費用はユーザではなく提供者である NTT 東西殿が負担すべきものであると考えます。(イー・アクセス株式会社/イー・モバイル株式会社)

IPv6 インターネット接続の基本的接続機能であるトンネル接続が、ネイティブ方式に比べて不便かつ費用がかかることにより、実質的に競争力が劣る、使えないものでは不適切であり、トンネル接続のエンドユーザーに対しても、ネイティブ接続のエンドユーザーに対するものと同条件で提供されなければならないと考えます。アダプタ機能はトンネル方式の提供において不可欠な機能であること、及び今回の IPv6 インターネット接続方式においてはホームゲートウェイを利用しているエンドユーザ

一しか対象にしていないことを考慮すると、具体的には、アダプタはホームゲートウェイとは別な装置ではなく、一機能としてネイティブ方式のエンドユーザーに提供されるホームゲートウェイ装置の中に含まれ、エンドユーザーの希望者に対してはホームゲートウェイのレンタル費用のみで配布されるべきと考えます。(社団法人日本インターネットプロバイダー協会)

ネイティブ方式の接続事業者(代表ISP)の制度について 社団法人日本インターネットプロバイダー協会の意見に賛同します。特に以下の部分に賛同します。

ネイティブ方式によるインターネット接続サービスを希望する一般のISP事業者は、指定電気通信設備であるNGNと接続するにも関わらず、直接接続可能な事業者数の上限が3社という制限から、ネイティブ接続事業者経由でないとNTT東西と接続することができません。一般のISP事業者はネイティブ接続事業者から指定電気通信設備であるNGN上のIPv6インターネット接続サービスの卸売りを受けることとなりますが、ネイティブ接続事業者は一般の電気通信事業者であることから、現行法では役務提供義務を有しません。約款案では「不当な接続の条件又は卸電気通信役務の提供の条件を付さないこと」「特定の電気通信事業者に対して不当な差別的な取扱いを行わないこと」しか規定していませんが、ネイティブ接続事業者に対しては、更に役務提供義務を課すなど、指定電気通信設備事業者並みの規制が必要と考えます。

また、ネイティブ接続事業者同士の合併は独占状態を生む可能性があるため、事業合併は禁止する制限も必要と思います。インターネット業界では企業買収などを通じた事業者の統廃合も盛んであり、当初3社だったネイティブ接続事業者が合併などを通じて1社となった場合や、持株会社などを通じて経営統合がされた場合、実質上ネイティブ接続においては独占企業が誕生することになります。その場合は空いた枠を活用し、新たな会社がネイティブ接続事業者として参入できるか、ネイティブ接続を提供する会社が合併する場合は、ネイティブ接続に関する事業を別会社に事業分離することを義務づけるなどの措置が必要と考えます。

さらにネイティブ接続事業者は、自らも小売で一般のエンドユーザーにサービスを提供すると、卸を受ける他事業者は条件面で不利となることも考えられます。従いまして、ネイティブ接続事業者は他ISP事業者に対する卸売りに徹し、自らエンドユーザーに対する小売は行わないこととするべきと考えます。(社団法人日本インターネットプロバイダー協会)

ネイティブ方式の接続事業者(代表ISP)の条件について、社団法人日本インターネット

プロバイダー協会の意見に賛同します。特に以下の部分に賛同します。

*NTT東西を地域通信の会社と位置づけるNTT法の原則からして、NTT東西の子会社及び関連会社、及びその子会社は長距離通信に分類されるインターネット接続のネイティブ接続事業者となるべきではないと思います。(社団法人日本インターネットプロバイダー協会)*

ネイティブ方式の接続事業者の選定プロセスについて、社団法人日本インターネットプロバイダー協会の意見に賛同します。特に以下の部分に賛同します。

*ネイティブ接続事業者の選定をNTT東西が行なうことについては、透明性、公正性の点で問題があると考えます。選定は、もし行なわなければならないとするならば、NTT東西ではなく、第三者により行なわれなければならないと考えます。(社団法人日本インターネットプロバイダー協会)*

トンネル方式の網改造料について、社団法人日本インターネットプロバイダー協会の意見に賛同します。特に以下の部分に賛同します。

*「また、ISP事業者がIPv6インターネット接続に対応する場合、トンネル接続インターフェース付与機能の網改造料として個別に費用負担している集約装置について、現在のIPv4用の集約装置は使うことができないことから廃棄が必要になります。集約装置の廃棄にあたっては、減価償却残額分の一括の支払いと撤去手数料がISP事業者の負担として生じるため、これについては配慮を求めたいと思います。(社団法人日本インターネットプロバイダー協会)」*

以上